

# 根室市役所庁舎建替推進部会等設置規程

令和元年12月12日制定

## (趣旨)

第1条 根室市役所庁舎建替推進部会（以下「推進部会」という。）及びワーキンググループの設置、運営については、この規程に定めるところによる。

## (推進部会の所掌事務)

第2条 推進部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 庁舎建替えに係る基本構想、基本計画、基本設計及び実施設計に関すること。
- (2) その他庁舎建替えに係る専門的な検討、審議に関すること。

## (推進部会の組織)

第3条 推進部会は、総務部長及び根室市役所本庁舎に勤務する課長職で構成する。

2 推進部会は、総務部長が主宰する。

3 第1項に規定する者のほか、根室市役所庁舎建替推進本部長（副市長）「以下「本部長」という。）が必要と認めた関係者を参画させることができる。

## (ワーキンググループの所掌事務)

第4条 次の各号に掲げるワーキンググループ（以下「各ワーキンググループ」という。）は、当該各号に定める事項について検討・協議する。

- (1) 安心・安全な庁舎検討ワーキンググループ 防災拠点施設としての機能、市民が求める機能のあり方などに関すること。
- (2) 執務環境改善検討ワーキンググループ 事務スペースレイアウト、公文書管理等、事務手続き等の簡素化などに関すること。
- (3) 窓口環境・サービス検討ワーキンググループ 窓口機能の集約化及び配置、効率的な窓口サービスの提供などに関すること。

(ワーキンググループの組織)

第5条 前条各号に掲げる各ワーキンググループは、それぞれリーダー、サブリーダー及びメンバーの12名以内をもって組織する。

2 各ワーキンググループのメンバーは、本部長が必要と認める課及び室の職員の中から所属長より推薦を受けた者とする。

3 各ワーキンググループのリーダー及びサブリーダーは、前項のメンバーの中から互選する。

4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループの会議)

第6条 各ワーキンググループの会議は、リーダーが必要に応じて招集する。

2 リーダーは、必要に応じて会議に関係者の出席を求めることができる。

(関係課及び室の協力)

第7条 各ワーキンググループに関係する部及び室は、ワーキンググループの運営に協力するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。